

一宮市地域生活支援給付事業実施要綱に基づく地域生活支援給付事業の人員、設備及び運営に関する基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 一宮市地域生活支援事業者の指定等に関する要綱第2条第2項に規定する一宮市地域生活支援給付事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく地域生活支援給付事業の人員、設備及び運営に関する基準については、この基準の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この基準における用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令171号）及び実施要綱に規定する用語の例によるものとする。

第2章 移動支援事業

第1節 人員に関する基準

(従業者等)

第3条 移動支援の提供に当たる従業者は、指定居宅介護等の提供に当たるものとして厚生労働大臣の定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）に定めるものとする。

2 移動支援事業を行う者（以下「移動支援事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「移動支援事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

(管理者)

第3条の2 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、移動支援事業所の管理上支障がない場合は、当該移動支援事業の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第2節 事業所に関する基準

(運営主体)

第4条 移動支援事業者は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行うものとして障害者総合支援法第36条に基づき都道府県の指定を受けた者であることとする。

第3節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 移動支援事業者は、支給決定障害者等が移動支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第23条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該移動支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を文書にて得なければならない。

(契約支給量の報告等)

第6条 移動支援事業者は、移動支援を提供するときは、支給決定障害者等に提供することを契約した移動支援の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 移動支援事業者は、移動支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を一宮市福祉事務所長に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第7条 移動支援事業者は、正当な理由がなく、移動支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第8条 移動支援事業者は、移動支援の利用について一宮市又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 移動支援事業者は、移動支援事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な移動支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の移動支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第10条 移動支援事業者は、移動支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(地域生活支援サービス費の支給の申請に係る援助)

第11条 移動支援事業者は、移動支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域生活支援サービス費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 移動支援事業者は、移動支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う地域生活支援サービス費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 移動支援事業者は、移動支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第13条 移動支援事業者は、移動支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、一宮市、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 移動支援事業者は、移動支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第14条 移動支援事業者は、移動支援を提供した際は、当該移動支援の提供日、内容その他必要な事項を、移動支援の提供の都度記録しなければならない。

2 移動支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から移動支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(移動支援事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第15条 移動支援事業者が、移動支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(利用者負担額等の受領)

第16条 移動支援事業者は、移動支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該移動支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 移動支援事業者は、前項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

(地域生活支援サービス費の額に係る通知等)

第17条 移動支援事業者は、実施要綱第18条第4項に基づく代理受領により一宮市から移動支援に係る地域生活支援サービス費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る地域生活支援サービス費の額を通知しなければならない。

(移動支援の具体的取扱方針)

第18条 移動支援事業所の従業者が提供する移動支援の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 移動支援の提供に当たっては、次条第1項に規定する移動支援計画に基づき、利用者が地域において自立した生活または社会生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。

(2) 移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(移動支援計画の作成)

第19条 管理者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した移動支援計画を作成しなければならない。

2 管理者は、前項の移動支援計画を作成した際は、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに、当該移動支援計画を交付しなければならない。

3 管理者は、移動支援計画作成後においても、当該移動支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該移動支援計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する移動支援計画の変更について準用する。

(緊急時等の対応)

第20条 従業者は、現に移動支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市への通知)

第21条 移動支援事業者は、移動支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって地域生活支援サービス費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を一宮市に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第22条 移動支援事業所の管理者は、当該移動支援事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 移動支援事業所の管理者は、当該移動支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 管理者は、第19条に規定する業務のほか、移動支援事業所に対する移動支援の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第23条 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 移動支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第24条 移動支援事業者は、利用者に対し、適切な移動支援を提供できるよう、移動支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 移動支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第25条 移動支援事業者は、移動支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 移動支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第26条 移動支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 移動支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 移動支援事業者は、他の移動支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第27条 移動支援事業者は、移動支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該移動支援者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 移動支援事業者は、当該移動支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 移動支援事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の地域生活支援給付事業及び指定障害福祉サービス事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該移動支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 移動支援事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の地域生活支援給付事業及び指定障害福祉サービス事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 移動支援事業者は、その提供した移動支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 移動支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 移動支援事業者は、その提供した移動支援に関し、実施要綱第22条の3の規定によ

り一宮市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは移動支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して一宮市長が行う調査に協力するとともに、一宮市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 移動支援事業者は、一宮市長から求めがあった場合には、第3項の改善の内容を一宮市長に報告しなければならない。

(事故等発生時の対応)

第30条 移動支援事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合は、速やかに市及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 移動支援事業者は、前項の事故等の状況及び事故等に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 移動支援事業者は、第1項の事故等の状況及び事故等に際して採った処置に係る報告を、市に対して、地域生活支援サービス事業者等事故等報告書(様式第22号)により行わなければならない。

4 移動支援事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第30条の2 移動支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該移動支援事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該移動支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第31条 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに経理を区分するとともに、移動支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 移動支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援の提供に関する諸記録を整備し、当該移動支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

第3章 地域活動支援センター事業

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第33条 地域活動支援センターに置くべき職員の員数は、次のとおりとする。

- (1) 定員10名
 - ア 施設長 1
 - イ 指導員 2以上
 - (2) 定員11名から15名まで
 - ア 施設長 1
 - イ 指導員 2以上（うち、常勤 1以上）
 - (3) 定員16名から20名まで
 - ア 施設長 1
 - イ 指導員 3以上（うち、常勤 1以上）
 - (4) 定員21名から24名
 - ア 施設長 1
 - イ 指導員 3以上（うち、常勤 2以上）
 - ウ ア及びイのうち1以上は、社会福祉士、介護福祉士または精神保健福祉士の資格を有するものであること。
 - (5) 定員25名から30名
 - ア 施設長 1
 - イ 指導員 4以上（うち、常勤 2以上）
 - ウ ア及びイのうち1以上は、社会福祉士、介護福祉士または精神保健福祉士の資格を有するものであること。
- 2 施設長は、地域生活支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域生活支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

第2節 事業所に関する基準

（設備）

第34条 地域活動支援センターは、その定めた定員の人員が利用できる規模の設備等でサービスの提供を行うものとする。

第3節 運営に関する基準

（利用定員）

第35条 地域活動支援センターはその利用定員を10名以上30名以下とする。

（地域活動支援センターの具体的取扱方針）

第36条 地域活動支援センターの従業者が提供するサービスの方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) サービスの提供に当たっては、次条第1項に規定するサービス計画に基づき、利用者が地域において自立した生活又は社会生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
- (2) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(サービス利用計画の作成)

第37条 施設長は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載したサービス利用計画を作成しなければならない。

2 施設長は、前項のサービス利用計画を作成した際は、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。

3 施設長は、サービス利用計画作成後においても、当該サービスの実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する

(施設長の責務)

第38条 地域活動支援センターの施設長は、当該地域活動支援センターの従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 地域活動支援センターの施設長は、当該地域活動支援センターの従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 施設長は、第37条に規定する業務のほか、地域活動支援センターに対するサービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(準用)

第39条 地域活動支援センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）の規定に基づいて事業を行うものとする。

2 第5条から第8条、第10条から第13条、第16条、第17条、第20条、第21条、第24条、第25条、第27条、第28条、第30条から第32条の規定は、地域活動支援センター事業について準用する。この場合において、各条項中、「移動支援」とあるのは「地域活動支援センター」と読み替えるものとし、第5条中、「第23条」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第3条」と読み替えるものとする。

第4章 日中一時支援事業

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第40条 日中一時支援事業を行うために置くべき従業者の員数は、その事業を行う事業所（以下「日中一時支援事業所」という。）ごとに、そのサービスの提供する時間帯を通じて次のとおりとする。

(1) 利用者の数が6以下

ア 管理者 1

イ 従業者 1以上

(2) 利用者の数が7以上

ア 管理者 1

イ 従業者 1に、利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(3) 前二号の規定に関わらず、障害者総合支援法第36条に基づき指定を受けた短期入所事業所（以下「短期入所事業所」という。）にあつては日中一時支援の利用者の数が短期入所事業所の定員から短期入所事業所の利用者数を控除した数を越えないときは、短期入所事業所の従業者の兼務により足りるものとする。

(管理者)

第40条の2 日中一時支援事業を行う者（以下「日中一時支援事業者」という。）は、日中一時支援事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、日中一時支援事業所の管理上支障がない場合は、当該日中一時支援事業の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第2節 事業所に関する基準

(運営主体)

第41条 日中一時支援事業者は、障害者総合支援法第36条に基づく指定障害福祉サービス事業所、障害者総合支援法第38条に基づく指定障害者支援施設、児童福祉法第21条の5の15に基づく指定障害児通所支援事業所及び児童福祉法第24条の9に基づく指定障害児入所施設を運営する者であるものとする。

(設備の基準)

第42条 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所に利用者が安全に活動できる部屋を設けるほか、日中一時支援のサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該日中一時支援事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、その設備及び備品等を兼用することができる。

第3節 運営に関する基準

(定員の遵守)

第43条 日中一時支援事業所は、利用定員を超えて日中一時支援の提供を行ってはならない。

(日中一時支援事業所の具体的取扱方針)

第44条 日中一時支援事業所の従業者が提供するサービスの方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) サービスの提供に当たっては、利用者が地域において自立した生活又は社会生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。

(2) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家

族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

- (3) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(管理者の責務)

第45条 日中一時支援事業所の管理者は、当該日中一時支援事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 日中一時支援事業所の管理者は、当該日中一時支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 管理者は、日中一時支援事業所に対するサービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(非常災害対策)

第46条 日中一時支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

(衛生管理等)

第47条 日中一時支援事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品等の管理を適正に行わなければならない。

2 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第48条 第5条から第8条、第10条から第17条、第20条、第21条及び第23条から第32条の規定は、日中一時支援事業について準用する。この場合において、各条項中「移動支援」とあるのは「日中一時支援」と読み替えるものとする。

付 則

この基準は、平成18年10月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成20年4月2日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和4年8月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、令和4年12月26日から施行し、令和4年12月1日から適用する。